

信濃町森林経営管理制度実施方針

1 趣旨

信濃町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、町内の森林について、森林管理が円滑に行われるよう本町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

- ・信濃町の森林面積は 10,828ha で、町土の約 72% を占めており、民有林が 5,271ha、国有林が 5,557ha となっている。民有林のうち人工林は 2,369ha となっている。（令和 4 年 1 月時点）
- ・本町の周囲には北信五岳といわれている黒姫山、斑尾山、妙高山、霊仙寺山（飯綱山）、戸隠山に囲まれた盆地状の土地であり、妙高戸隠連山国立公園内に位置している。町の中心を新潟県と長野県を結ぶ国道 18 号、しなの鉄道北しなの線、上信越自動車道が貫いており、黒姫高原や野尻湖など自然景観に優れた地域でもある。また、町の特徴を活かすために、森林セラピーに代表される森林の空間的利用を進めて、観光や企業研修の集客に努めることが重要である。
- ・近年カシノナガキクイムシによる被害が発生しており、今後、被害区域が拡大しないように監視体制を強化するとともに、早期発見・早期駆除を第一に被害の拡大防止に引き続き取り組む。また、松くい虫の被害は、近隣市町村まで被害が拡大しているため、被害防止と対策の取り組みも今後の課題である。
- ・町内全域において未整備の森林が多くなってきており、野生鳥獣による農作物の被害が多数発生している。このような被害を減少させるため、適切な森林整備が求められている。
- ・町内においては、後継者がいない又は後継者が不透明な山林の所有者比率が増加しており、町内全域で今後の山林経営への影響が懸念されている。

(2) 基本的な考え方

- ・地域の目指すべき森林資源の姿、また、森林整備の基本的な考え方や施業の方法等は、信濃町森林整備計画に即すこととする。
- ・信濃町では、森林所有者による適切な経営管理を森林経営計画の策定等を通じて促しつつ、適切な経営管理が行われず森林所有者による施業も困難な森林については森林経営管理制度に基づいた整備を行っていく。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 経営森林として除外する森林

- ・森林経営計画樹立森林
- ・森林経営計画樹立候補森林
- ・公有林（町有林、財産区有林、県有林）
- ・団体有林（企業、森林関係団体、社寺、地区等が所有する森林）
- ・保安林

イ 対象森林の絞り込み

- ・人工林から上記アを除き、経営管理が行われていないと思われる民有林を対象とし、意向調査を実施する区域とする。

ウ その他対象森林への追加

- ・防災減災機能の向上が必要と判断した場合には、その区域を随時追加する。
- ・森林経営計画対象林班において長期施業委託不同意（又は所有者不明等で計画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林）のものについて、必要に応じてその区域を随時追加する。

(2) 対象森林面積等

- ・対象森林は、上記（1）アに該当する森林を除いた「私有林の人工林」において「適切な経営管理が行われていない森林」（適切な経営管理が行われていない恐れのある森林を含む）とし、令和4年7月以降必要に応じて随時追加又は除外できるものとする。
- ・対象森林の面積・・・1359.23ha（令和4年7月現在）
- ・対象森林のうち、随時計画的に意向調査を行っていく森林（別紙信濃町森林経営管理制度実施計画図のとおり）

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は、第1期から第3期の順に実施し、森林所有者の意向の確認を行う。（別紙参照：信濃町森林経営管理制度実施計画図）
- ・第4期以降については、第1期から第3期の進捗状況を勘案の上決定する。
- ・上記にかかわらず、町が必要と認めた場合は優先して意向調査を進める。
- ・調査方法は郵送を基本とするが、町内在住者にあつては地区の状況によって個別対応（個別訪問、地区説明等）も検討する。
- ・意向調査の回答は、アンケート用紙への記入（回収は郵送）を基本とする。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・意向調査結果から、林所有者が管理を他者に任せる旨の意向を示した場合、町がその現況調査を行ったうえで森林整備の必要性を判断する。
- ・森林整備が必要と判断された森林については、町の仲介により森林所有者と林業事業体による協定等を締結したうえで森林整備を実施する。
- ・森林整備が必要と判断され協定等に結びつかなかった森林については、町が森林整備を実施する。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・町が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、現地調査、協定等事務、森林整備、町民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施をする。
- ・森林環境譲与税は必要に応じて森林環境譲与税基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とする。
- ・森林環境譲与税基金は、森林経営管理制度の実施のほか、町内の森林整備の促進について譲与税の趣旨に沿って使用される。

6 その他特記事項

- ・この実施方針及び対象森林及び意向調査を行う森林については林業関係者及び林業普及指導員等の意見を参考に随時見直しを行う。
- ・意向調査や現地調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の制度向上に努める。
- ・一連の業務は現在の職員体制で開始し、必要に応じて業務の外部委託等を検討する。